

令和 2 年11月30日開会

令和 2 年11月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

目 次

第 1 号	令和2年度徳島県一般会計補正予算（第6号）	1頁
第 2 号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について	3
第 3 号	知事等の給与に関する条例の一部改正について	5
第 4 号	徳島県学校職員給与条例の一部改正について	7
第 5 号	徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について	9
補正予算説明		
1	令和2年度徳島県一般会計補正予算（第6号）説明書	13
(1)	歳入歳出補正予算（第6号）事項別明細書	13
1	総 括	13
2	歳 入	17
3	歳 出	23

第 1 号

令和 2 年度徳島県一般会計補正予算（第 6 号）

令和 2 年度徳島県一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,799,479千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ570,940,781千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		千円 110,672,050	千円 5,679,053	千円 116,351,103
	2 国 庫 補 助 金	76,443,844	5,679,053	82,122,897
11 寄 附 金		392,210	29,426	421,636
	1 寄 附 金	392,210	29,426	421,636
13 繰 越 金		3,120,698	1,091,000	4,211,698
	1 繰 越 金	3,120,698	1,091,000	4,211,698
歳 入	合 計	564,141,302	6,799,479	570,940,781

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 32,984,846	千円 12,000	千円 32,996,846
	6 防災費	5,500,419	12,000	5,512,419
4 衛生費		41,557,318	6,048,479	47,605,797
	1 公衆衛生費	7,503,056	30,000	7,533,056
	4 医薬費	20,151,026	6,018,479	26,169,505
6 農林水産業費		35,118,460	96,000	35,214,460
	3 畜産業費	2,309,731	96,000	2,405,731
7 商工費		82,533,313	533,000	83,066,313
	1 商業費	76,757,864	420,000	77,177,864
	3 観光費	1,730,986	113,000	1,843,986
14 予備費		150,000	110,000	260,000
	1 予備費	150,000	110,000	260,000
歳出	合計	564,141,302	6,799,479	570,940,781

第二号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十一条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成二十一年徳島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

令和二年十一月六日付けの人事委員会勧告に鑑み、本原の一般職の職員の給与について改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三号

知事等の給与に関する条例の一部改正について

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事等の給与に関する条例（昭和三十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第二条 知事等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

特別職の国家公務員の期末手当の額が改定されることに鑑み、知事等の期末手当についても同様の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四号

徳島県学校職員給与条例の一部改正について

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項及び第三項中「百分の百三十一」を「百分の百二十五」に改める。

第二条 徳島県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第十五条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

令和二年十一月六日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の学校職員の給与について改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「全ての警察職員」の下に「(徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年徳島県条例第三十号)第二条第一号に規定する会計年度任用警察職員を除く。)」を加える。

第十八条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十八条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成二十一年徳島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

令和二年十一月六日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の警察職員の給与について改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

補 正 予 算 説 明 書

令和2年度徳島県一般会計補正予算（第6号）説明書

歳入歳出補正予算（第6号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	77,500,000	—	77,500,000	—
02 地方消費税清算金	30,800,000	—	30,800,000	—
03 地方譲与税	14,900,000	—	14,900,000	—
04 地方特例交付金	335,000	—	335,000	—
05 地方交付税	149,500,000	—	149,500,000	—
06 交通安全対策特別交付金	204,000	—	204,000	—
07 分担金及び負担金	1,137,455	—	1,137,455	—
08 使用料及び手数料	6,072,073	—	6,072,073	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	110,672,050	5,679,053	116,351,103	17
10 財産収入	992,732	—	992,732	—
11 寄附金	392,210	29,426	421,636	19
12 繰入金	86,436,139	—	86,436,139	—
13 繰越金	3,120,698	1,091,000	4,211,698	21
14 諸収入	21,233,945	—	21,233,945	—
15 県債	60,845,000	—	60,845,000	—
歳入合計	564,141,302	6,799,479	570,940,781	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	1,019,735	—	1,019,735				—	
02 総 務 費	32,984,846	12,000	32,996,846			12,000	23	
03 民 生 費	74,965,033	—	74,965,033				—	
04 衛 生 費	41,557,318	6,048,479	47,605,797	5,679,053		369,426	25	
05 労 働 費	5,200,936	—	5,200,936				—	
06 農 林 水 産 業 費	35,118,460	96,000	35,214,460			96,000	27	
07 商 工 費	82,533,313	533,000	83,066,313			533,000	29	
08 土 木 費	61,507,657	—	61,507,657				—	
09 警 察 費	24,729,285	—	24,729,285				—	

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	86,823,530	—	86,823,530					—
11 災害復旧費	13,865,550	—	13,865,550					—
12 公債費	71,733,189	—	71,733,189					—
13 諸支出金	31,952,450	—	31,952,450					—
14 予備費	150,000	110,000	260,000				110,000	31
財源振替	0	0	0			寄附金 29,426 繰越金 1,091,000	△1,120,426	—
歳出合計	564,141,302	6,799,479	570,940,781	5,679,053		1,120,426	0	—

2 歳 入

(款) 09 国庫支出金

(項) 02 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
03 衛生費国庫補助金	16,523,997	5,679,053	22,203,050	01 公衆衛生費 国庫補助金	574	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (10/10) 20,574 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (定額) △20,000
				04 医薬費 国庫補助金	5,678,479	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (10/10) 5,658,479 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (定額) 20,000
計	76,443,844	5,679,053	82,122,897			

(款) 11 寄 附 金

(項) 01 寄 附 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 一 般 寄 附 金	370,460	29,426	399,886	01 一 般 寄 附 金	29,426	
計	392,210	29,426	421,636			

(款) 13 繰 越 金

(項) 01 繰 越 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 繰 越 金	3,120,698	1,091,000	4,211,698	01 繰 越 金	1,091,000	
計	3,120,698	1,091,000	4,211,698			

3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 06 防 災 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 防災総務費	5,387,869	12,000	5,399,869				12,000	10 需用費 3,800 11 役務費 4,600 12 委託料 3,600	1 防災対策指導費 12,000	
計	5,500,419	12,000	5,512,419				12,000			

(款) 04 衛 生 費

(項) 01 公衆衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
03 予 防 費	2,822,424	30,000	2,852,424	574			29,426	10 需 用 費	2,634	1 感染症予防費 30,000 「帰国者・接触者外来」設置協力医療機関 等体制強化費補助金 △20,000 事務費 50,000
								11 役 務 費	11	
								12 委 託 料	50,000	
								17 備品購入費	△2,695	
								18 負担金、補助 及び交付金	△20,000	
								26 公 課 費	50	
計	7,503,056	30,000	7,533,056	574			29,426			

(項) 04 医 薬 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国支出金	地 方 債	そ の 他					
02 医 務 費	18,535,860	6,018,479	24,554,339	5,678,479			340,000	10 需 用 費	1,000	1 医療衛生費 緊急医療提供体制整備費補助金 事務費	6,018,479 5,616,576 401,903
								11 役 務 費	1,000		
								12 委 託 料	280,273		
								13 使用料及び 賃借料	119,630		
								18 負担金、補助 及び交付金	5,616,576		
計	20,151,026	6,018,479	26,169,505	5,678,479			340,000				

(款) 06 農林水産業費

(項) 03 畜産業費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
03 家畜保健衛生費	100,622	96,000	196,622				96,000	10 需用費	17,980	1 家畜防疫対策費 96,000	
								11 役務費	700		
								12 委託料	77,320		
計	2,309,731	96,000	2,405,731				96,000				

(款) 07 商 工 費

(項) 01 商 業 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
03 中小企業 指導費	8,222,730	420,000	8,642,730				420,000	10 需用費 500	1 中小企業総合支援費 420,000 WITH・コロナ「新生活様式」導入 応援費助成金 400,000 事務費 20,000	
								11 役員費 1,000		
								12 委託料 16,500		
								13 使用料及び 賃借料 1,000		
								17 備品購入費 1,000		
								18 負担金、補助 及び交付金 400,000		
計	76,757,864	420,000	77,177,864				420,000			

(項) 03 観 光 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 観 光 費	1,730,986	113,000	1,843,986				113,000	12 委 託 料	113,000	1 観光交流推進費 113,000
計	1,730,986	113,000	1,843,986				113,000			

(款) 14 予 備 費

(項) 01 予 備 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 予 備 費	150,000	110,000	260,000				110,000			
計	150,000	110,000	260,000				110,000			

